

公 告

平成26年7月14日

分任契約担当官
陸上自衛隊那覇駐屯地
第430会計隊長 青木 哲也

下記のとおり、一般競争入札を行います。

公告の掲示場所：陸上自衛隊那覇駐屯地、航空自衛隊那覇基地、海上自衛隊那覇基地、那覇市商工会議所
西部方面隊ホームページ(アドレス：<http://www.mod.go.jp/g sdf/wae/>)

記

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名：那覇駐屯地40号建物屋根補修工事
 - (2) 施工場所：陸上自衛隊那覇駐屯地
 - (3) 工 期：平成26年11月28日
 - (4) 工事概要：屋根補修及び遮熱塗装
- 2 入札参加資格者
 - (1) 平成25・26年度**防衛省資格審査結果通知書**で、工事種別「**建築一式**」の**B又はC又はD等級**の格付を有する者
 - (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については参加を認めない。
- 3 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所
陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班、西部方面隊ホームページに掲載
- 4 入札説明会
実施しない。ただし現場視認希望の方は、事前連絡により別途調整する。
- 5 競争入札執行の日時及び場所
 - (1) 日 時：平成26年8月8日(金)14時00分
 - (2) 場 所：陸上自衛隊那覇駐屯地 共用会議室(1号庁舎2F)
- 6 落札決定方法
総額決定とし、当隊所定の予定価格の範囲内における最低入札者を落札者とする。
- 7 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 保証金に関する事項
 - (1) 入札保証金：免 除(ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。)
 - (2) 契約保証金：契約保証金の納付に代わる担保の提供(この契約における債務の履行を保証する公共工事履行保証証券等(請負契約金額の100分の30以上)の提出を要する。)
- 9 入札の無効
 - (1) 第2項で示した競争に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
 - (2) 入札金額、入札者氏名及び押印のない入札された印影が判別し難い入札
 - (3) 入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 電信、FAX及び電話による入札
 - (5) 仕様書を受領していないものが行った入札
- 10 契約書等の作成
「西部方面隊標準契約書」の様式により契約書を作成
- 11 その他
 - (1) 入札執行前までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
 - (2) 郵便による入札の場合は「書留」とし、入札日前日17時までに到着分のみ有効とする。
 - (3) 入札関係の委任を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。(様式随意)
 - (4) 契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった者で、当該状況が継続している者とは契約を締結しないこととする。
 - (5) 前金払は請負金額が300万円を超えた場合に、契約金額の40%の範囲内で利用できる。
 - (6) 入札参加を希望する方は、資格審査結果通知書(写)を入札時までに提出するとともに、必ず仕様書を受領して下さい。(仕様書は入札時に回収致します。「複製禁止」)

1 2 入札に関する問い合わせ先

〒901-0192 沖縄県那覇市鏡水679番地 陸上自衛隊那覇駐屯地 第430会計隊 契約班
TEL 098-857-1155 (内線) 344 FAX 098-857-1167 (直通) 担当 徳元 (とくもと)

1 3 仕様書に関する問い合わせ先

〒901-0192 沖縄県那覇市鏡水679番地 陸上自衛隊那覇駐屯地 業務隊管理科 営繕班
TEL 098-857-1155 (内線) 332 FAX 098-857-1155 (内線) 382 担当 井 (い)